（中小企業経営資源活用計画に係る特定許認可等）

第十五条　法第三十一条第三項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可
二　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可
三　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条の規定による許可
四　火薬類取締法第五条の規定による許可
五　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定による許可
六　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条の規定による許可
七　ガス事業法第三十七条の二の規定による許可
八　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条の規定による許可
九　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可

2　特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第三十一条第六項の同意のために必要な書類を定めることができる。

3　法第三十一条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る中小企業経営資源活用計画（法第三十一条第一項に規定する中小企業経営資源活用計画をいう。）に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。

4　都道府県知事は、法第三十一条第六項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付しなければならない。

第四条の次に次の四条を加える。

（公正取引委員会との協議）

第四条　法第十三条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該事業再構築等関連措置（法第十三条第一項に規定する事業再構築等関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再構築等関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条において「独占禁止法」という。）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二　当該事業再構築等関連措置が、二以上の事業者により共同して行われるものであって、当該事業者のうち、いずれか一の事業者に係る国内売上高合計額（独占禁止法第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。）が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の事業者に係る国内売上高合計額が五十億円を超える場合（当該事業再構築等関連措置を行おうとする全ての事業者が同一の企業結合集団（同項に規定する企業結合集団をいう。）に属する場合を除く。）

（認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第五条　法第二十一条の二第一項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百九十九条第二項	前項各号	前項各号（第三号を除く。）
第二百一条第三項	同条第一項第四号	同法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号
第二百八条第二項	第百九十九条第一項第四号	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第一項第四号

（認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第六条　法第二十一条の二第三項の規定により会社法の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二項第十二号	第五編の規定	第五編（第七百九十六条第四項の規定を産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定
第七百九十七条第三項	商号	商号又は名称
第七百九十八条第三項	同項	前項

（全部取得条項付種類株式の発行及び取得について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え）

第七条　法第二十一条の三第一項の規定により会社法の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十五条第五号	第百七十一条第一項の決議があった場合	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の三第一項の規定により読み替えて適用する第百七十一条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合

附　則

この政令は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直**人